

資料1 岡山市要配慮者避難支援全体計画(29年4月)より

1.3 避難行動要支援者の個別計画の策定等

災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするため、名簿の作成に合わせて、平常時から、各地域において、避難行動要支援者一人ひとりについて、避難支援者等を定めた避難支援個別計画(様式例参照)の策定を推進し、**策定後は、市に件数を報告するものとする。**

市としても、平常時から、避難支援等関係者に提供された名簿情報を災害時に有効に活用してもらうため、パンフレットの作成等により支援を行う。

資料2 岡山市防災マニュアル第3版(29年7月)より

**要配慮者**の支援について

(中略)

個別計画策定までのながれ

4 個別計画の情報の共有、管理(策定した個別計画は、要配慮者本人、その家族、支援者等が保管するほか、市に提出していただくことで、情報を共有します。個人情報、目的外に使用されないよう適切に管理しなければなりません。)

資料3 「通学路の危険チェックイラスト」より(島崎敢 防災科学技術研究所特別研究委員) インターネット上で無料公開中 <http://shimazakikan.com/wp/blockwall/>

